

「千葉県温泉指導要綱（改正案）に関する意見募集」で提出された意見と
県の考え方及び原案からの変更点

1 パブリックコメント実施期間 令和4年2月28日（月）～3月29日（火）

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（2件）

3 提出された意見の概要と県の方針

意見の概要	県の方針
第17条第2項について、温泉法施行規則第6条の12により、「温泉法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省や都道府県が実施する講習会を受講した環境計量証明事業者が行うこと」に修正する。	御指摘を踏まえ、法及び関連通知に合わせ、「法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと」に記載を修正しました（第17条第2項、第20条第2項、第23条第4項）。
第26条第2項について、温泉法施行規則第6条の11第2項により確認を受けた者は、埋め戻しの図面等は求められていないため、第26条第2項「前項の廃止届を提出する場合には」について、「温泉の採取許可を受けた者にあつては」に修正する。	御指摘を踏まえ、条文に「法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、」を追記しました。